

社会福祉協議会法人後見マニュアル もくじ (H23.10.14 案)

1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性

- (1) 成年後見制度利用の状況 1P
- (2) 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係 2P
- (3) 全国の社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施状況 4P
- (4) 全国の社会福祉協議会による法人後見の実施状況 4P

2 社会福祉協議会による法人後見の基本的な考え方

- (1) 地域における社会福祉協議会の役割 9P
- (2) 社会福祉協議会が法人後見を実施する必要性 9P
- (3) 受任対象者像 10P
- (4) 行政施策との関係 10P
- (5) 市民後見人との関係 12P

3 法人後見に必要な体制の整備

- (1) 実施要綱等の整備 13P
- (2) 運営体制 13P
- (3) 財源確保と受任方針 16P
- (4) 後見事業の年間収支モデル試算 17P
- (5) 県社協の支援 19P

次回検討予定のテーマ

4 法人後見の実務 21P

- (1) 法人後見受任決定までの流れ
- (2) 業務の内容と範囲
- (3) 日常生活自立支援事業との関係
- (4) 具体的な後見業務の内容について

5 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成及び市町村行政等関係機関との連携

. 21P

法人後見マニュアル - 資料編

- 【資料編1】モデル「社会福祉法人 社会福祉協議会 法人後見実施要綱」 . . . 22P
- 【資料編2】モデル「社会福祉法人 社会福祉協議会 法人後見運営委員会設置要綱」
. 25P

社会福祉協議会法人後見マニュアル（H23.10.14 案）

1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性

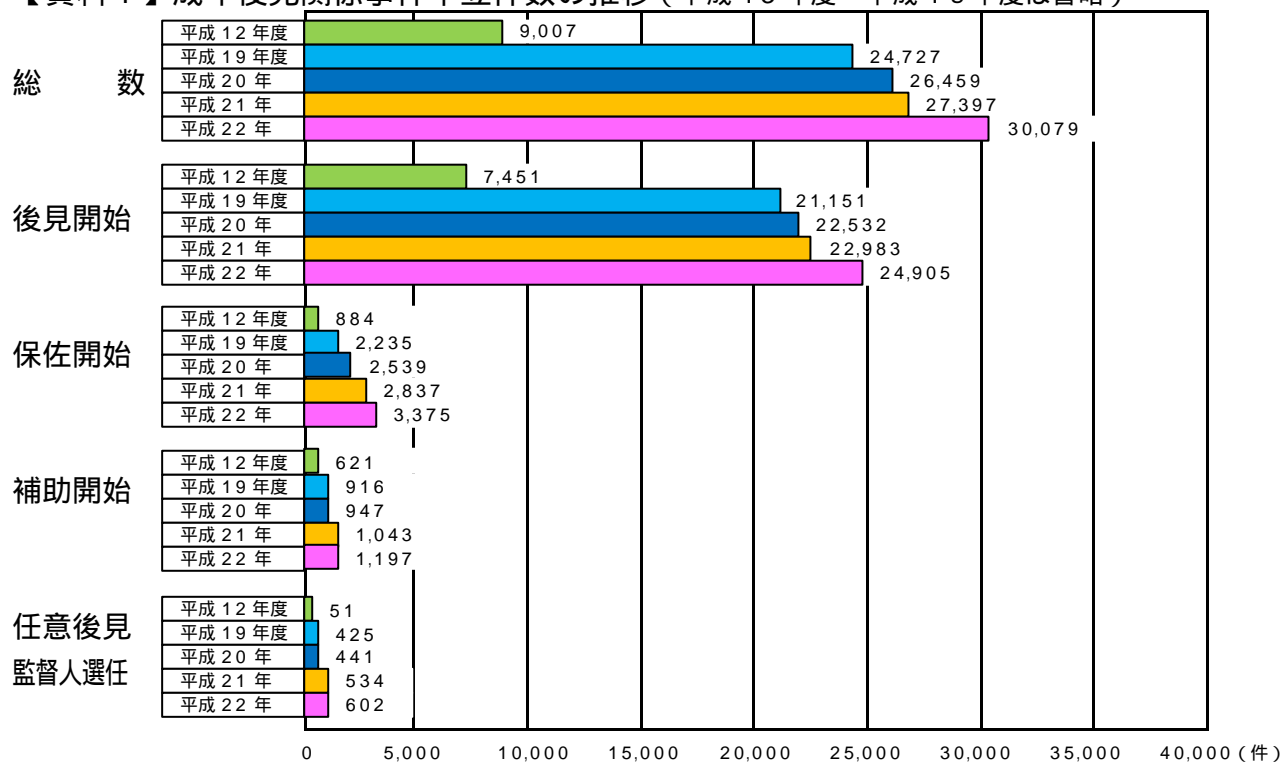
（1）成年後見制度利用の状況

民法改正により、平成12年4月から従来の「禁治産」「準禁治産」制度に代わり、「成年後見制度」が施行されました。民法第7条等には「法定後見制度」が規定され、新たに「任意後見契約に関する法律」も施行されました。

法定後見制度は高齢化社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な方々が社会生活で不利益にならないよう、預貯金や不動産等の財産管理、介護サービスや施設への入退所等の各契約、身上監護を本人に代わり法的に権限を与えられた成年後見人等が、代理、同意、取消を行うことで権利擁護を図る仕組みになっています。任意後見制度は判断能力があるうちに、契約で将来の後見人を決めておける仕組みです。

最高裁判所が公表している「成年後見関係事件の概況」によると、成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は増加傾向にあり、平成12年度と比べ平成22年は3倍以上増加しています（資料1）。

【資料1】成年後見関係事件申立件数の推移（平成13年度～平成18年度は省略）



「成年後見関係事件の概況」（最高裁判所事務総局家庭局）より作成。

平成20年以降は1月1日～12月31日のもの。

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）と本人（成年被後見人、被保佐人、被補助人）との関係は、平成 12 年度は親族（本人の子、兄弟姉妹、配偶者等）が成年後見人等に選任されたものが全体の 90%以上を占めていました。親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が選任されたものは全体の 10%弱でした。

しかし、平成 22 年は親族が成年後見人等に選任されたものが全体の 58.6%に減り、親族以外の第三者が選任されたものは全体の約 41.4%にまで増加しました（資料 2）。

【資料 2】第三者後見人が受任する割合と職種の内訳

親族以外の 第三者後見人の受任割合		専門職等の受任件数（単位：件）			
		弁護士	司法書士	社会福祉士	法人
平成 18 年度	約 17%	1,619	1,965	903	377
平成 19 年度	約 28%	1,809	2,477	1,257	417
平成 20 年	約 32%	2,265	2,837	1,639	487
平成 21 年	約 37%	2,358	3,517	2,078	682
平成 22 年	約 41%	2,918	4,460	2,553	961

出典：民事法研究会発行「市民後見入門」

このように、成年後見関係事件の申立件数は増加しており、成年後見人等の担い手については、親族ではなく専門職等の第三者後見人等が増加しています。

今後、増大していくニーズに応えるためには第三者後見人等の受け皿の確保が必要ですが、第三者後見人等の主な担い手である専門職の数は限られており、限界が生じています。

そこで、成年後見人等の担い手として、社会福祉協議会や NPO 法人等による法人後見の充実が期待されており、また、新たな担い手としては、住民相互の助け合いの視点から市民後見の実施が期待されています。

（2）日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係

成年後見制度は財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みですが、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行う事が目的です。

日常生活自立支援事業は、実施主体が本人と「福祉サービス利用援助契約」を締結することによってサービスを提供するため、判断能力が不十分であっても契約するだけの能力は備わっている必要があります。

本人が判断能力を欠く場合（成年後見制度では後見類型）については契約できません。契約中の場合は、本人の意思を確認できず援助が成り立たない為に解約する必要があります。その場合は、本人保護のために適切に成年後見制度に繋ぐ必要があります。なお、本人と契約又は契約継続できない場合でも、場合によっては成年後見制度による成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見制度による任意後見人と実施主体の間で、本人に対する契約を締結することができます（資料 3）。

【資料3】日常生活自立支援事業と成年後見制度対照表

		日常生活自立支援事業	補助・保佐・成年後見制度（法定後見）		
所轄庁		厚生労働省		法務省	
法的根拠		社会福祉法、厚生労働省社会・援護局通知等		民法等、政省令、家事審判規則等	
対象者 （認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）		精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者		精神上の障害により事理弁識する能力 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> が不十分な者 = 補助 が著しく不十分な者 = 保佐 を欠く常況に在る者 = 後見 </div>	
担い手・機関の名称		本人	利用者	本人	被補助人・被保佐人・成年被後見人
		援助機関	基幹的社会福祉協議会等（法人） 法人の履行補助者として専門員、生活支援員	保護者 複数可	補助人・保佐人・成年後見人 （自然人として、親族、弁護士、司法書士、ソーシャルワーカー等及び法人）
		指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会（実施主体）及び運営適正化委員会	監督人	補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人
費用		社会福祉事業として、契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担（生活保護利用者は公費助成）		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化	
手続のはじまり		社会福祉協議会に申し込む （本人、関係者・機関、家族等）		裁判所に申立 本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等市町村長（福祉関係の行政機関は整備法で規定） 本人の同意：補助 = 必要、保佐・後見 = 不要	
意思能力の確認・審査や鑑定・診断		「契約締結判定ガイドライン」により確認 あるいは契約締結審査会で審査		医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出 （最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成）	
援助の目的・理念		契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助		自己決定の尊重と保護の調和	
援助（保護）の特徴		生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理		法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意	
援助（保護）の種類、方法		相談	福祉サービスの情報提供、助言など相談援助による福祉サービスの利用契約手続き援助	規定なし（法律行為ではないため） 成年後見制度申立て等の相談は家庭裁判所で実施	
		法律行為・財産管理・福祉契約等	日常的金銭管理 ? 日常的な金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ? 福祉サービス利用料支払いの便宜の供与書類等の預かり ? 書類等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える 社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理 施設入所手続きの代理は援助から除外。 上記のことを援助の種類とし、情報提供相談、法律行為の一連の援助を権利擁護と地域福祉の視点で援助する。	財産管理等の法律行為 （不動産の処分、遺産分割等の法律行為） ? 同意権・取消権（補助は家裁が定める「特定の法律行為」、保佐は民法13条1項各号所定の行為、成年後見は日常生活に関する行為以外の行為） ? 代理権（補助・保佐は申立の範囲内で家裁が定める「特定の法律行為」、成年後見は、財産に関する全ての法律行為） 身上配慮義務 成年後見人等は、その事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的規定を新設。また、身上監護に関する個別的规定として成年後見人等による本人の不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨の記載を新設。	

出典：全国社会福祉協議会発行「日常生活自立支援事業推進マニュアル」

(3) 全国の社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施状況 (資料 4)

【資料 4】

利用契約者・解約者の累計 (事業創設の平成 11 年 10 月から平成 22 年度末まで)

利用契約者数	75,038 人
上記のうち解約者数	39,979 人

利用契約者数の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
新規 利用契約者数	7,626 人	8,580 人	9,142 人	9,434 人	10,346 人
年度末時点の 利用契約者数	21,891 人	25,522 人	29,212 人	31,960 人	35,059 人

利用契約者の内訳 (平成 22 年度末時点)

判断能力低下の主因別の利用契約者の分類	利用契約者数	割合
認知症高齢者等	18,731 人	53.4%
知的障害者等	7,026 人	20.0%
精神障害者等	7,413 人	21.1%
そ の 他	1,889 人	5.4%
合 計	35,059 人	100.0%

実施体制 (平成 22 年度末時点)

基幹的社協数	811 ヶ所
専門員数	1,383 人
生活支援員数	12,694 人

(4) 全国の社会福祉協議会による法人後見の実施状況 (資料 5)

出典：社会福祉協議会における地域福祉を基盤とする成年後見制度への取り組みの基本的考え方と実務「地域社会が支える成年後見推進事業」報告書 全国社会福祉協議会より抜粋

【資料 5】

相談支援 (成年後見制度の利用に関する相談・支援への取り組み)

- ・成年後見センター等として、市民からの成年後見制度に関する相談の受付や成年後見制度の利用手続き支援等を行っているのは、全体で 116 社協です。
- ・この集計には現れていませんが、センターを開設していない場合でも、相談を実施している社協あるいはセンター等の設立に向けて検討している社協などもあります。

【成年後見センター等として、市民等からの成年後見制度に関する相談の受付や成年後見制度の利用手続き支援等を行っている社協】

市区町村	指定都市		都道府県	合 計
	指定都市	指定都市の区		
79	8	25	4	116

法人後見

法人後見および後見監督実施社協

- ・法人後見の実施社協数は、全国で114社協(2010年11月1日時点)です。
- ・都道府県別に見ると最も実施社協が多いのは東京都で17社協、ついで、鳥根県が10社協となっています。
- ・後見監督実施社協数は、全国で18社協(2010年11月1日時点)です。

【都道府県別 実施社協数】<集計ベース：全国回答社協129社協>

		法人後見 実施 社協数	後見監督 実施 社協数
1	北海道	5	0
2	青森県	4	2
3	岩手県	0	0
4	宮城県	3	0
5	秋田県	0	0
6	山形県	1	0
7	福島県	1	0
8	茨城県	0	0
9	栃木県	1	0
10	群馬県	0	0
11	埼玉県	2	0
12	千葉県	3	0
13	東京都	17	13
14	神奈川県	8	0
15	新潟県	1	0
16	富山県	0	0
17	石川県	0	0
18	福井県	0	0
19	山梨県	2	1
20	長野県	0	0
21	岐阜県	2	0
22	静岡県	1	0
23	愛知県	1	0
24	三重県	4	1

		法人後見 実施 社協数	後見監督 実施 社協数
25	滋賀県	0	0
26	京都府	0	0
27	大阪府	1	0
28	兵庫県	1	0
29	奈良県	0	0
30	和歌山県	7	0
31	鳥取県	1	0
32	鳥根県	10	0
33	岡山県	0	0
34	広島県	6	0
35	山口県	7	1
36	徳島県	0	0
37	香川県	4	0
38	愛媛県	8	0
39	高知県	1	0
40	福岡県	3	0
41	佐賀県	0	0
42	長崎県	1	0
43	熊本県	3	0
44	大分県	0	0
45	宮崎県	1	0
46	鹿児島県	2	0
47	沖縄県	2	0
	合計	114	18

法人後見受任件数

- ・社協が2011年11月1日現在、法人後見を受任している件数は合計で708件です。
- ・法定後見の受任件数の合計は645件、そのうち後見類型は531件、保佐は84件、補助は30件で後見類型が75.0%と多数を占めています。
- ・首長申立が58.3%と半数を超えています。また、施設入所者も同様に58.1%と半数を超えています。

【法人後見受任件数】<集計ベース：法人後見実施114社協>

		件数・人数	割合
法人後見受任件数		708件	100.0%
上記の内訳	法定後見	645件	91.1%
	後見	531件	75.0%
	保佐	84件	11.9%
	補助	30件	4.2%
	任意後見	63件	8.9%
上記の内訳	生活保護受給世帯	83件	11.7%
	住民税非課税世帯	275件	38.8%
	首長申立をした事例	413件	58.3%
	成年後見制度利用支援事業の申立費用助成の適用	114件	16.1%
	自治体独自、社協基金等 申請費用助成の適用	8件	1.1%
	施設入所者	411件	58.1%

法人後見受任要件

- ・法人後見を現在実施している114社協と職員配置のある5社協について、法人後見を受任する要件を把握しました。(合計119社協)
- ・その結果、受任要件として最も多いのは、「適切な後見人など候補者がいないこと」で101社協84.2%、ついで「首長申立であること」で52社協43.3%となっています。

合計	適切な後見人等候補者がいないこと	首長申立であること	申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること	生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	とくに受任条件は定めず、必要に応じて受任している。	その他	無回答
119	101	52	39	34	3	34	1
100.0%	84.9%	43.7%	32.8%	28.6%	2.5%	28.6%	0.8%

法人後見の実施体制

・法人後見を担当している職員を見ると、多くの場合、正規職員1～2名あるいは、正職員1名と非正規勤職員1名の体制であることが多くなっています。

【受任件数 雇用・勤務形態別職員体制】

<集計ベース：法人後見実務かつ職員数回答あり 113 社協>

		合計	正規職員のみ	正規職員と 非正規職員	非正規職員のみ
全体		113	71	34	8
受任件数 (合計)	2件以下	64	46	12	6
	3～9件	34	19	13	2
	10件以上	15	6	9	0

後見報酬について

(ア) 報酬の有無

法人後見実施社協(114社協)の内、報酬に関して回答のあった108社協の受任事例616件について、報酬の有無を見ると、本人の財産からの報酬262件42.5%、成年後見制度利用支援事業からの報酬は36件5.8%、これらの両方からは8件1.3%で、報酬ありは306件49.7%となっています。

(イ) 報酬辞退の理由

社協として報酬を辞退した理由については、被後見人等の資力に配慮したという理由、あるいは、行政からの受託事業として実施している(受託金により事業費を賄っている)などがありました。

(ウ) 報酬の財源別 報酬金額

・報酬がある場合の月額報酬額、報酬への助成額の分布を見ますと、本人の財産からの報酬ありの場合は、月額2～3万円が111件で43.4%と4割強を占め、月額3万円未満の報酬が全体の4分の3程度となっています。一方、月額5万円以上も27件10.3%と報酬がある事例の1割を占めています。

・成年後見制度利用支援事業からの報酬ありの場合は、2～3万円未満が18件50.0%であり、月額3万円未満の報酬が全てとなっています。

・本人の財産と成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬ありの場合は、1～2万円未満5件、2～3万円未満3件と1～3万円までの月額報酬となっています。

【報酬の財源別 報酬金額】<集計ベース：報酬あり事例 305 件>

(上段：該当件数 下段%)

	全体	1万円未満	1～2万円未満	2～3万円未満	3～5万円未満	5万円以上
合 計	305	40	65	131	42	27
	100.0%	13.1%	21.3%	43.0%	13.8%	8.9%
報酬あり (本人の財産から)	262	35	47	111	42	27
	100.0%	13.4%	17.9%	42.4%	16.0%	10.3%
報酬あり (成年後見制度 利用支援事業から)	36	5	13	18	0	0
	100.0%	13.9%	36.1%	50.0%	0.0%	0.0%
報酬あり (上記 以外の 自治体独自の助成事業、 あるいは社協の基金による 助成事業から)	0	0	0	0	0	0
報酬あり (上記 の 両方から)	8	0	5	3	0	0
	100.0%	0.0%	62.5%	37.5%	0.0%	0.0%

自治体からの公費受入状況

各社協の成年後見制度に係る自治体からの公費受入の状況は、公費受け入れありが 42 社協 36.8%、公費受け入れなしは 72 社協で、63.2%となっています。

【公費受入金額】<集計ベース：公費受入額の記入のある 41 社協>

	2009年度	
	社協数	割合
100万円未満	11	26.8%
100万円以上500万円未満	9	22.0%
500万円以上1000万円未満	9	22.0%
1000万円以上1500万円未満	3	7.3%
1500万円以上2000万円未満	1	2.4%
2000万円以上	8	19.5%
	41	100.0%

2 社会福祉協議会による法人後見の基本的な考え方

(1) 地域における社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉を推進するうえで中核的な存在であり、また、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用者支援に関しても大きな役割を有していることから、市町村行政や関係団体等とネットワークを構築し、地域における成年後見制度の取り組みについて積極的に役割を果たすことが求められています。

社協が成年後見制度に関わるきっかけとしては、日常生活自立支援事業利用者の継続的支援、後見人等候補者の不在や不足、行政や家庭裁判所からの依頼等が挙げられます。地域のニーズに即応した対応として、このような対応も重要ですが、今後は社協に対する権利擁護や成年後見制度に対する取り組みへの期待が高まっていることを前提に、こうしたきっかけがあった時点ではなく、現状において、全ての市区町村社協が、その取り組みを検討することが重要です。

成年後見制度は、被後見人等の生涯に広く、深く、長く関わるものであり、社協役職員だけではなく地域の関係者が皆で考えていくべき課題です。

法人後見を行う際の具体的な取り組みや事業の実施にあたっては、地域の成年後見制度や権利擁護に関わる社会資源の状況を踏まえ、行政や関係機関との合意形成を図る中で、社協の役職員全体で十分に検討することが必要です。

出典：全国社会福祉協議会発行「社会福祉協議会における地域福祉を基盤とする成年後見制度への取り組みの基本的考え方と実務（地域社会が支える成年後見推進事業報告書）」より一部抜粋

(2) 社会福祉協議会が法人後見を実施する必要性

成年後見制度を利用するにあたり、親族がいない場合や、いても身体的・経済的な事情で支援が困難であったり、関係が破綻していたり、虐待等の権利侵害を受けている場合等は、親族よりも第三者が成年後見人等に就任する必要があると考えられます。

しかし、増大・多様化する後見ニーズに対し、第三者後見を受任している弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人の対応には限界が生じています。

そのような状況で、親族や専門職から個人後見の引き受け手がない人の権利を擁護するため、法人や市民が後見の受け皿となることが期待されています。

これまで、地域資源（地域住民、地域組織、行政、福祉等関係団体）と多様な連携のもとに地域福祉を推進し、日常生活自立支援事業により福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービスを実施してきた社協は、成年後見人等として地域資源と連携した身上監護や、金銭管理のノウハウを活かした財産管理を実施する素地、マネジメント力があるといえます。

また、これまで日常生活自立支援事業の支援で関わってきた社協が、引き続き成年後見人等となることで、判断能力が不十分な方から全く無くなった方まで（本人がお亡くなりになるまで）幅が広く息が長い支援を行う事ができ、地域住民がいつまでも安心して暮らすことができる地域づくりに繋がります。

特に親族関係が破綻していたり、低所得のために後見報酬が負担できない方については、金銭に関する課題はもとより、精神的な疾患が原因で日常生活に関する課題を抱えている場合もあります。そのため、自然人での対応が困難な場合は、社協による組織的な対応が期待されています。

(3) 受任対象者像

紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、～ のどれか一つに該当する方。ただし、～ は社協及び運営委員会の判断による。

首長申立てをする方で、他に適切な後見人等が得られない方

原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）利用者で判断能力が低下した方のうち ～ か ～ に当てはまる方

法人後見実施社協及び運営委員会が、特に必要と認める場合

(例)

?親族後見人や専門職後見人から複数後見の申し出や、後見人の交代を求められた場合

?家庭裁判所から受任を依頼された場合

?障害等があり自然人が単独で受任する事が困難で、地域の多様な社会資源と連携を図る必要がある方。

(4) 行政施策との関係

成年後見制度市町村長申立について

行政は、住民の福祉の増進及び高齢者や障害者の福祉を図るために特に必要がある場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の各法や、介護保険法の地域支援事業、障害者自立支援法の地域生活支援事業のメニューである成年後見制度利用支援事業を根拠として、成年後見制度の広報啓発や経費助成、必要に応じて市町村長による成年後見制度審判請求（申立て）を行う役割があります。

社協の法人後見は、首長申立ての方や低所得者等、他に適切な後見人が得られない方の権利擁護に重点を置いているため、行政が果たす役割と重なるものです。そのため、社協と当該地域における認知症高齢者や障害者のデータを共有し、社協が行う法人後見運営委員会や成年後見連絡会への参画について協力を求め、市町村長申立ケースにあっては、必要に応じて社協が後見人等の候補者になることも必要です。

なお、市町村長申立ケースは本人から報酬を期待できないことが多いと考えられ、安定した事業運営を行うためには行政による財政的支援を求める行うことが不可欠です。

市民後見推進事業について

成年後見人等の担い手不足に対応するため、厚生労働省は老人福祉法の改正（平成24年4月1日施行）を行い、市町村において市民後見人の育成及び活用をすることで成年後見人等を確保することになりました。

市町村社協は、市町村から「実施機関」の委託を受け、市民後見人の養成を行い、市民後見人が後見人等として就任後は専門家による支援を行うことが考えられます。なお、法人後見を実施する社協が「実施機関」として市民後見人を養成する場合は、法人後見専門員と連携して法人後見を行う法人後見支援員（法人後見の履行補助者）として法人が雇用し、活動することも考えられます（資料6）（資料7）（資料8）。

【資料6】老人福祉法第32条の2を創設（後見等に係る体制の整備等）

・市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

- (1) 研修の実施
- (2) 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦
- (3) その他必要な措置()

()例えば、研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置が考えられる。

・都道府県は、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

【資料7】市民後見推進事業について

目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要がある。

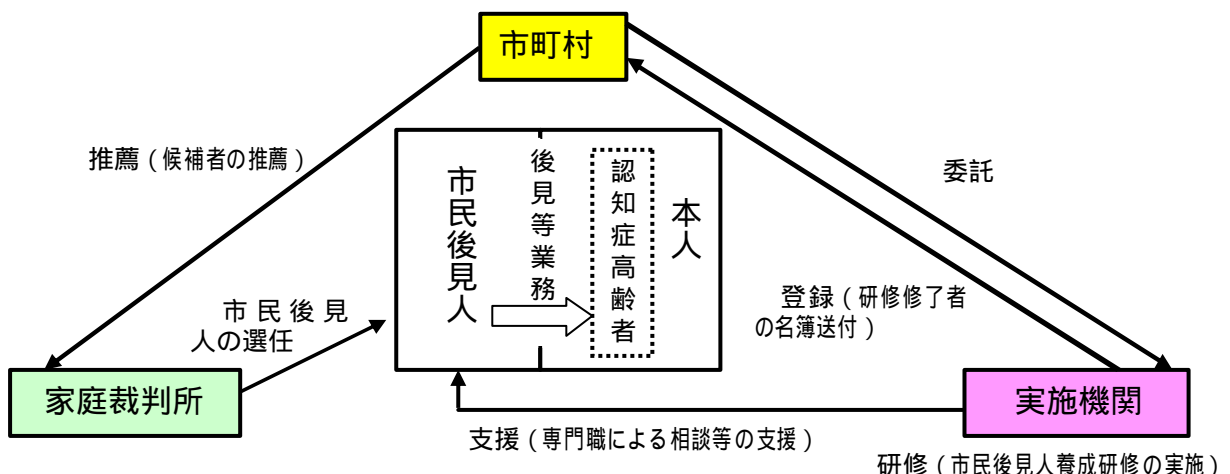
このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村(特別区を含む。)において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

【資料8】市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

- 1 「認知症高齢者の日常生活自立度 以上」の高齢者の推計
208万人(平成22年) 323万人(平成37年)
- 2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向(平成22年 30,079件)
そのうち首長申立の件数 1,876件(平成20年)
2,471件(平成21年)
3,108件(平成22年)

(市民後見人を活用した取組例のイメージ)



(5) 市民後見人との関係

大学や NPO 法人等で養成された市民後見人に対しては、バックアップや協力関係を築く必要があります。

後見人活動への広報啓発

地域社会へ成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人業務が円滑に遂行できるよう、自治会や地区社協等を通じ、市民へ成年後見制度の広報啓発を行います。

フォローアップ研修の開催

研修会を開催し、後見人のスキルアップや交流を図ります。

市民後見人からの相談受付・助言

社協の法人後見運営委員会（法律家、医師、学識経験者、保健福祉関係従事者及び行政関係者等の専門家で構成）において、市民後見人から後見活動に関する相談受付が可能であれば、専門的かつ第三者的な立場から助言を行います。

市民後見監督人への就任

家庭裁判所から市民後見監督人の就任について打診があった場合、就任可能な社協については対応することが望ましいと思われれます。

市町村成年後見連絡会への参加呼びかけ

市民後見人が孤立することなく、地域において充実した活動が可能になるよう、成年後見連絡会への参加を呼びかけます。

市町村成年後見連絡会

参加呼びかけ団体等

親族後見人、専門職後見人、市民後見人、圏内の法人後見実施団体、法律福祉職能団体、福祉サービス提供事業者、当事者団体、民生委員児童委員協議会、市町村行政、管轄エリアの家裁等（必要に応じて医療機関、金融機関や地区社協等の団体に呼びかける）

内 容

- ・後見人や団体間のネットワークの場として、後見制度の普及啓発を図るための勉強会や情報交換を行う。
- ・政策的な問題点があれば、必要に応じて県成年後見連絡会と連携する等、政策提言等も行う。
- ・成年被後見人等の地域におけるインフォーマルな関係作りを検討する。
- ・個別ケースの相談は原則として扱わない。ただし、福祉サービス提供事業者及び会員から相談を受けた当事者団体の代表等が相談を希望する場合は地域特性を生かして関係者による別部会を設け、事例研究を行うことも考えられる。

3 法人後見に必要な体制の整備

(1) 実施要綱等の整備

法人後見実施要綱の整備

法人後見は法人の事業として実施するため、実施の目的や内容を明らかにした「法人後見実施要綱」を制定します。内容は、実施要綱の位置づけ、事業としての法人後見の目的、対象者像、実施内容に加え、個人情報保護や苦情申立の受付等について定めます。

また、受任の手続き、受任後の事務内容、関係書類の保管、利益相反の防止に関する事項等を明確にし、適正に後見関係の事務が行われるようにすることが必要です。これらを定める要綱・要領等については、法人の規定等の体系にあわせて作成・運用します（巻末資料編1 モデル「社会福祉法人 社会福祉協議会 法人後見実施要綱」を参照）。

法人後見運営委員会の設置

受任の適否の判断、後見業務の監督を行い、適正な後見業務を担保するため、法人内に「法人後見運営委員会」を設置します。

また、法人後見運営委員会の目的や内容を明らかにした「法人後見運営委員会設置要綱」を制定します（巻末資料編2 モデル「社会福祉法人 社会福祉協議会 法人後見運営委員会設置要綱」参照）。

「法人後見運営委員会」組織概要

設置者

- ・法人後見受任法人

業務内容

- ・法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査
- ・成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査
- ・受任法人から諮問を受けた事項に関する答申
- ・受任法人の後見業務に対する監督・指導・助言
- ・その他、法人後見実施社協及び運営委員会が必要と認める事項

構成員（例）

学識経験者、法律、医療、福祉、行政関係者等 5名程度

(2) 運営体制

成年後見人等は社協が受任しますが、実際の具体的な後見業務は、法人の職員が行います。職員は社協事務局内に常勤配置され、専門的な知識を有し後見計画の策定や特に重要な法律行為を行う「法人後見専門員」と、被後見人等が居住する近隣に非常勤配置され、日常的な金銭管理や身上監護等の後見業務を行う社協事務局外に配置された「法人後見支援員」が連携して行います。

この両職員は法人の履行補助者で、後見業務の最終的な責任は法人が負います。なお、特に法人後見支援員は、「顔の見える後見人」となるため、できるだけ固定します。ただし、法人後見支援員では対応が困難だったり、事故等のために後見業務が遂行できない場合は、法人後見専門員が対応します。法人後見専門員については、法人後見の特徴である安定性の観点から兼務を含め複数配置が望ましいでしょう。

法人後見専門員

法人後見専門員は、相談受付から調査、法人内部の協議、法人後見運営委員会での審査、受任、後見計画の策定、重要な法律行為等の後見業務を行います。法人後見専門員は法人後見支援員に後見計画に基づいた支援の指示を出し、指導監督や助言を行います。法人後見支援員は業務報告や相談を法人後見専門員に行います。

法人後見専門員は、社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャー等、社会福祉に関しての専門的な資格所有者であることが望ましいですが、資格がなくても、社会福祉に関して専門的な知識を有している職員であることが必要です。

担当者等の人材養成は、千葉県社協が養成研修等を定期的実施します。

法人後見支援員

法人後見支援員は、受任法人に非常勤雇用される職員として、法人の指揮命令(具体的には法人後見専門員の指示を受け)の下で援助を行います。

具体的には、下記の業務を行います。

- ア 成年被後見人等に対する定期・臨時的な訪問による見守り、日常生活の援助
定期的に成年被後見人等の居所を訪問し、成年被後見人等が抱える生活上の課題、福祉サービスの提供状況、悪質商法等による財産侵害の有無等、身上監護面を中心として後見業務を行う上で配慮すべき事項がないかを観察します。必要に応じて法人後見専門員と相談し、その指示を受けて適切な援助を行います。

イ 日常的金銭管理

《成年被後見人等が在宅生活の場合》

定期訪問時に必要に応じて生活費を成年被後見人等に届けます。

福祉サービス利用料や業者に対する支払い等を行います(必要に応じて出納帳、レシートの管理をホームヘルパー等に依頼し、訪問時に確認します。)

《成年被後見人等が入院・入所している場合》

定期訪問時に必要に応じて成年被後見人等に生活費を届けます。また、入所・入院先に必要経費を支払います。

通帳等は法人後見支援員個人ではなく、法人内で保管・管理します。

ウ 業務の記録、法人後見専門員への報告、相談

定期的・臨時的な訪問等を行った場合、成年後見支援員は業務の実施状況を記録するとともに、成年被後見人等の様子や法人後見支援員の行った援助内容について、法人後見専門員に報告し、今後の後見業務について相談します。

法人後見支援員の選任と人材養成について

法人後見支援員は、資格を問いませんが、人格識見が高く、地域福祉に貢献する意識がある方で、県社協や市町村社協が行う養成研修を受講した方になります。

ア 法人後見支援員選任主体

法人後見実施社協が選任します。

イ 選任方法

法人後見実施社協が適任者を選考します。

ウ 人材養成

選考された法人後見支援員候補者に対して、千葉県社協が基礎講習を実施します。市町村社協は専門講習を実施します。

エ 法人後見支援員人材バンクの設置管理

研修を受けた候補者は、法人後見実施社協において設置する人材バンクに登録し、必要が生じた際に適任者を法人後見支援員として雇用します。

オ その他

実際に法人後見人等となる社協の視点から、成年被後見人等と法人後見支援員の相性等に配慮し、最も適した候補者を選任します。

成年後見支援員の賃金について

法人後見支援員の賃金は、雇用主である社協において設定されますが、基本的な考え方として、法人後見支援員の行う業務は後見業務の一部です。従って後見報酬以外の対価として成年被後見人等に負担させることはできないと考えられます。

そのため、後見報酬等から法人後見支援員の賃金を支払うことが必要となります。法人後見支援員の賃金は、その業務内容が日常生活自立支援事業の生活支援員の業務に類似することもあるため、生活支援員同様の1時間1,000円程度の設定が想定されます。

利益相反関係に対する注意

社協では、成年被後見人等との関係において利益相反の関係に立たないように配慮することが必要となります。そのため、法人内における直接のサービス提供部門と、成年後見業務を行う部門を明確に分けておく必要があります。ただし、部門を分けたとしても、あくまで同一法人内での業務に変わりはないため、利益相反関係が生じる場合には、成年後見監督人等の選任をすることが必要です。

そのため、必要に応じて県社協では法人後見監督人を受任します。

後見業務に関する保険の加入について

法人事務所の内外を問わず、法人及びその役職員（法人後見支援員も含む）が後見業務遂行上、第三者の身体又は財産に損害を与え、その結果、法人が法律上の賠償責任を負う場合に備えて、その損害を補償する保険に加入します。

- ・社協は全国社会福祉協議会が取り扱っている「社協の保険」が利用できます。その他の保険会社でも法人向けの保険プランがあるので、加入について検討します。
- ・加入内容は、「総合補償」に加えて、第三者から預かる現金や貴重品等の紛失等の損害補償となる「現金・貴重品の損害補償」等を検討します。
- ・総合補償に加えて、「業務中の感染症補償」等の加入も検討します。
- ・保険料は社協が負担します。

寄附金について

地域住民の福祉活動への参加形態として社協に対する金銭的な協力があります。

これは、報酬を期待できない低所得者に向けて特に後見事業を展開する社協にとって、法人後見に必要な体制整備や各事業の財源確保のために重要なことと考えられます。寄附を受ける場合は、用途を限定する場合と、社協全体に対する寄附として受付ける方法がありますが、寄附者の意図を十分に汲んだ使い方をする必要があります。

なお、共同募金の配分を受けた者は、配分を受けた後1年間はその事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならないことに留意する必要があります。

(3) 財源確保と受任方針

法人後見を受任するにあたり、各社協とも財政状況が非常に厳しい中で、後見業務に係る財源の確保は困難であると考えられます。財源負担をどこに求めるかは最終的には社協とその後見活動を支援する行政の判断によりますが、大きく分けて以下の方法が考えられます(資料9)。

【資料9】後見報酬を主体とする運営と行政支援・寄附金等お主体とする運営(案)		
	【後見報酬を主体とする運営】	【行政支援・寄付金等を主体とする運営】
受任方針	<p>第三者後見が必要な案件は広く受任する(後見報酬の負担の可否は問わない)。 身上監護が中心となる案件を受任する。 弁護士等により後見開始直後に法的紛争が解決され、その後身上監護が後見業務の中心となる案件も受任する。 受任法人の判断により任意後見の受任も可</p>	<p>親族、専門家等の第三者等ほかに適当な成年後見人等が得られない案件を受任する(基本的には身寄りがなく、後見報酬の負担が困難な人)。 身上監護が後見業務の中心となる案件を受任する。</p>
財源	<p>原則として後見報酬により運営(一部、成年後見制度利用支援事業を活用) 当初は補助金等による財源確保が必要</p>	<p>行政による財政支援や寄付金等を中心として運営(一部後見報酬、成年後見制度利用支援事業、自主財源等を活用)</p>
長所	<p>自立・長期的な運営が可能 受任要件を緩和し、受任法人の判断により、多くのケースを受任できる。 受任件数が多くなっても後見報酬を前提として職員の増員が可能</p>	<p>資力(財産)が少ない人の後見を受任することで、必然的に身上監護が中心の後見業務が多くなる。 福祉的な見地から法人後見が必要な人に対する支援であり、行政による支援が適当</p>
短所	<p>後見報酬は事後であり報酬額が未定期待どおり後見報酬が見込まれる案件を受任できるか不明(法人において積極的にニーズの掘り起こしを行う必要あり)。 資力がある人の後見を受任することで財産管理にもウェイトを置いた後見が必要となる。 制度導入後、十分な後見報酬が得られるまでは行政等の財政支援が必要</p>	<p>行政による財政支援とした場合、長期・多額の財政支援は非常に困難 行政による財政支援とした場合、要件を厳格化し対象者を限定することが予想される。 受任件数が増加してくると、財政負担も増加する 低額であっても負担が可能な人には後見報酬の負担を検討</p>

(4) 後見事業の年間収支モデル試算(資料10)

上記のそれぞれの運営について、モデル的に試算すると年間収支は次のようになります。

【資料10】

後見報酬を主体とする運営

【試算の前提条件】

法人担当職員 1名

後見受任件数 25件

内後見報酬の負担が可能な方 15件

内成年後見利用支援事業の利用が可能な方 5件

後見報酬(月額) 20,000円(平均)

成年後見利用支援事業助成額(月額) 18,000円(平均)

成年後見支援員による見守り 50回/月(成年被後見人等1名につき2回/月)

収 入		
項目	内容	収入額
後見報酬	20,000円×12月×15名	3,600,000円
成年後見利用支援事業	18,000円×12月×5名	1,080,000円
実費弁償	担当職員、成年後見支援員旅費等	310,000円
合 計		4,990,000円

支 出		
項目	内容	所要額
報償費	法人成年後見審査会(5名×6回開催)	310,000円
人件費(1名)	成年後見支援員研修会講師謝金	3,500,000円
旅費	職員給与、諸手当、共済費	
	法人成年後見審査会委員旅費	50,000円
	成年後見支援員研修会講師旅費	250,000円
	研修参加旅費	
	担当職員訪問調査旅費	600,000円
賃金	成年後見支援員賃金	
	月50回×12月×1,000円	100,000円
需用費	消耗品費	80,000円
	印刷製本費(研修資料、パンフレット)	20,000円
使用料及び賃借料	成年後見支援員研修会会場使用料	80,000円
役務費	通信運搬費	
合 計		4,990,000円

行政支援・寄附金等の活用を主体とする運営

【試算の前提条件】

法人担当職員 1名

後見受任件数 25件

内後見報酬の負担が可能な方 10件

内成年後見利用支援事業の利用が可能な方 5件

後見報酬(月額) 10,000円(平均)

成年後見利用支援事業助成額(月額) 18,000円(平均)

成年後見支援員による見守り 50回/月(成年被後見人等1名につき2回/月)

収 入		
項目	内容	収入額
後見報酬	10,000円×12月×10名	1,200,000円
成年後見利用支援事業	18,000円×12月×5名	1,080,000円
実費弁償	担当職員、成年後見支援員旅費等	310,000円
補助金・寄付金等		2,400,000円
合 計		4,990,000円

支 出 と同様		
項目	内容	所要額
報償費	法人成年後見審査会(5名×6回開催)	310,000円
人件費(1名)	成年後見支援員研修会講師謝金	
旅費	職員給与、諸手当、共済費	3,500,000円
	法人成年後見審査会委員旅費	50,000円
	成年後見支援員研修会講師旅費	
	研修参加旅費	
	担当職員訪問調査旅費	250,000円
	成年後見支援員訪問調査旅費	
賃金	成年後見支援員賃金	
	月50回×12月×1,000円	600,000円
需用費	消耗品費	100,000円
	印刷製本費(研修資料、パンフレット)	80,000円
使用料及び賃借料	成年後見支援員研修会会場使用料	20,000円
役務費	通信運搬費	80,000円
合 計		4,990,000円

上記の2つの試算は、特に、 においては後見報酬の確保、 については行政の長期・多額にわたる財政負担という課題を抱えており、状況によって の中間的な案(後見報酬の確保を前提としつつ、不足額を補助金・寄付金等で補填する。)によることも考えられます。

による場合でも、当初は後見報酬が期待できないため、当面は行政の補助金・寄付金等により運営しながら、一定の期間を目標として後見報酬による自立的運営が可能となるよう積極的な受任に努めていくこととなります。

【資料 1 1】移行パターン

	1年目	2年目	3年目	4年目～
受任件数(累計)	5件	15件	25件	25件+
収入(=支出)	4,358,000円	4,674,000円	4,990,000円	4,990,000円
後見報酬	0円	480,000円 (前年度20,000円 ×12月×2人)	1,920,000円 (前年度20,000円 ×12月×8人)	3,600,000円 (前年度20,000円 ×12月×15人)
利用支援事業	0円	216,000円 (前年度18,000円 ×12月×1人)	648,000円 (前年度18,000円 ×12月×3人)	1,080,000円 (前年度18,000円 ×12月×5人)
実費弁償	110,000円	210,000円	310,000円	310,000円
補助金・寄附金等	4,248,000円	3,768,000円	2,112,000円	0円

後見報酬、利用支援事業の補助は前年度の活動内容等を勘案して次年度に付与される。

初年度の受任件数は少ないですが、導入当初であり、業務を習熟する必要があること、運営委員会の設置、各種規程・様式等の整備が必要であること等も踏まえ、初年度から担当職員を配置するものとして計算しています。それぞれの法人によって、や等の収支を検討する必要があります。

出典(資料7～11): 山口県社会福祉協議会発行「社協等社会福祉法人による法人成年後見業務マニュアル」を一部改変

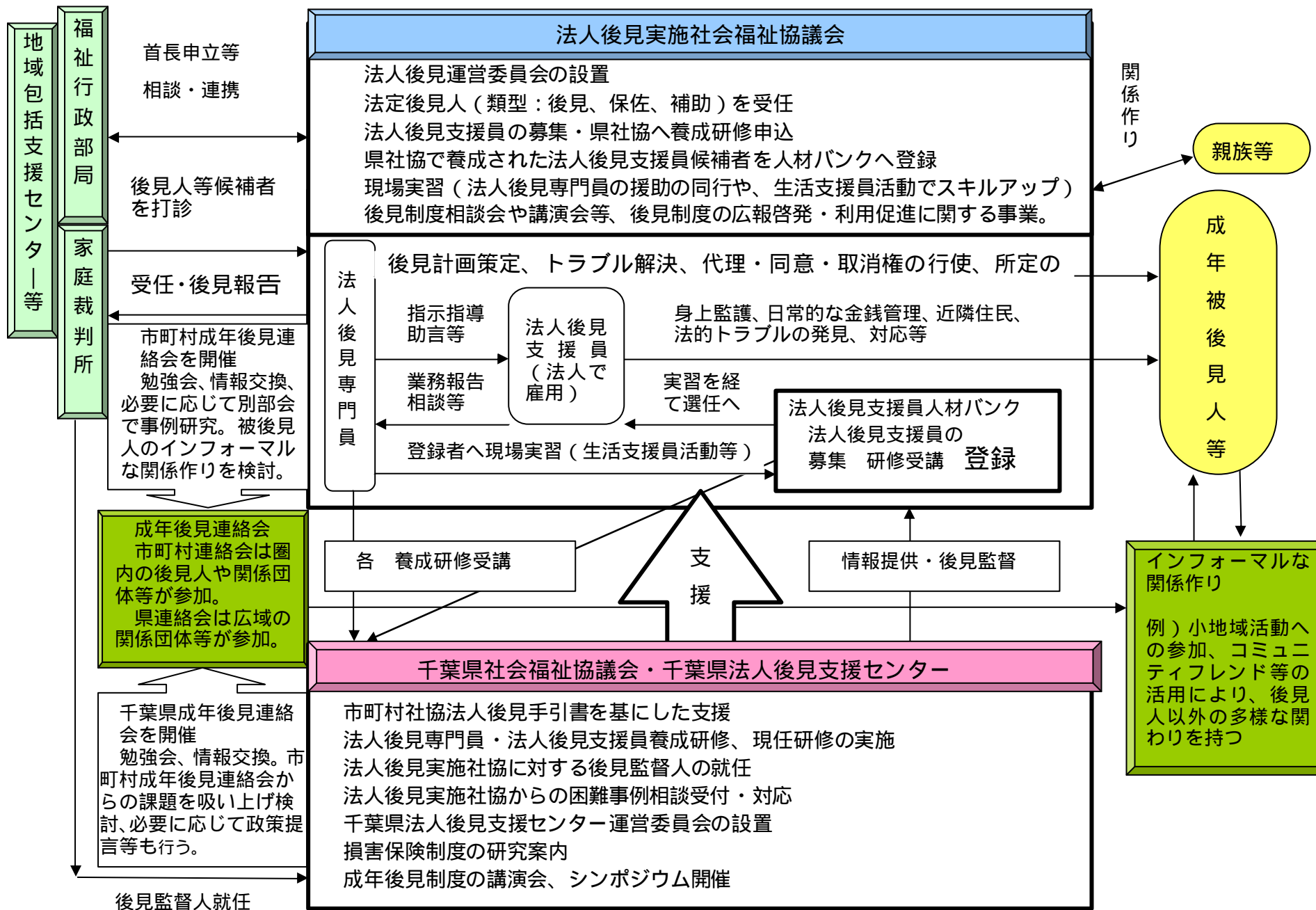
(5) 県社協の支援

次の事業等で市町村社協が法人後見を実施するための体制整備や、人材育成等の必要な支援を図ります(資料12)。

- ・市町村社協が地域特性に応じて法人後見を実施するための手引書の作成・支援。
- ・「法人後見専門員」(社協職員)養成研修の実施。
- ・「法人後見支援員」(市民後見人)養成研修の実施。
- ・専門員・支援員向け現任研修の実施。
- ・法人後見実施社協に対する後見監督人の就任・監督。
- ・法人後見実施社協からの困難事例相談受付・対応。
- ・損害保険制度等の研究案内。
- ・成年後見制度の啓発や利用促進を目的とした講演会・シンポジウムの開催。
- ・市町村成年後見連絡会の開催支援、千葉県成年後見連絡会の開催
- ・千葉の地域特性に応じた法人後見(市町村共同の法人後見センターの実施等)への支援

市町村社会福祉協議会 法人後見イメージ図

【資料12】



法人後見マニュアル - 資料編

【資料編 1】モデル「社会福祉法人 社会福祉協議会 法人後見実施要綱」

（目的）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人 社会福祉協議会（以下、「 」という。）が受任する法人後見業務（以下「後見業務」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の趣旨）

第 2 条 後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、 が成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを趣旨とする。

（後見業務）

第 3 条 は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （ 1 ）成年後見人等としての業務
- （ 2 ）その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

（秘密の保持）

第 4 条 及び後見業務に携わる職員（以下「職員」という。）は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

（定期訪問）

第 5 条 は、後見業務を行うため、原則として月 回、成年被後見人等の居所を訪問し、成年被後見人等の安否の確認を行うとともに、心身の状態および生活の状況の把握に努める。

（財産目録の作成等）

第 6 条 は、成年後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表および身上監護計画を策定する。

（管理物件の保管）

第 7 条 成年被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、 が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。

- （ 1 ）現金
- （ 2 ）預貯金通帳（日常的に使用するもの）
- （ 3 ）金融機関届出印
- （ 4 ）その他前各号に準ずると が認めるもの

(財産管理の考慮事項)

第 8 条 は、成年被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら成年被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該成年被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(費用)

第 9 条 後見業務に要する費用については、成年被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第 10 条 は、後見業務の処理の状況を記録するため、成年被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

(従事職員の指定等)

第 11 条 は、福祉に関して専門の知識または経験を有する職員の中から、後見業務に従事する職員を指定する。

2 は、従事職員の指示を受けて、成年被後見人等の日常生活支援等従事職員の業務を補助する成年後見支援員を置くことができる。

(法人後見運営委員会)

第 12 条 後見業務の実施にあたり、成年被後見人等の権利を擁護するとともに、業務の公正性及び専門性を確保するため、「成年後見運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 は、成年後見人等の受任の適否について、運営委員会に諮り、その審査結果を踏まえて、 会長が決定する。

(後見業務の対象者の要件)

第 13 条 紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、次の各号のうちどれか一つに該当する方。ただし、第 4 号は社協及び運営委員会の判断による。

(1) 首長申立てをする方で、他に適切な後見人等が得られない方

(2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方

(3) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)利用者で判断能力が低下した方のうち、第 1 号か第 2 号に当てはまる方

(4) 法人後見実施社協及び運営委員会が特に必要と認める場合

2 成年後見人等の受任は前項各号に規定する対象者について、経済的な理由から他に適切な後見人等を得られない方や、虐待による深刻な権利侵害を受けている方を優先し、必要性、受任能力、成年被後見人等との利益相反関係、 市(町)長による後見開始等の申立への対応等の観点から運営委員会が審査を行い、適当と認められた場合にこれを受任する。

(報酬付与の審判の申立て)

第14条 は、後見業務の報酬について、成年被後見人等の資産等の状況により、必要に応じて家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができる。

(類型の移行申請)

第15条 は、成年被後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該成年被後見人等が成年被後見人である場合にあっては補助開始または保佐開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始または補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始または保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申し立てるものとする。

2 後見監督人、保佐監督人、補助監督人が必要な場合は、適宜その選任の申立を行う。

(辞任)

第16条 は、成年被後見人等が 市(町)の区域外に転出し、またはその他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に成年後見人の辞任の申立をすることができる。この場合において、当該成年被後見人等について必要があると認めるときは、当該成年被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の成年後見人等の選任を、第12条の手続を経た上で、申し立てるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

【資料編 2】モデル「社会福祉法人 社会福祉協議会 法人後見運営委員会設置要綱」
(目的)

第 1 条 社会福祉法人 社会福祉協議会(以下「 」という。)の後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適正な後見業務を担保するため、社会福祉法人 社会福祉協議会 法人後見実施要綱第 12 条の規定により、法人後見運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(機能)

第 2 条 前条の目的を達成するため、運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査
- (2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査
- (3) から諮問を受けた事項に関する答申
- (4) の後見業務に対する監督・指導・助言
- (5) その他、及び運営委員会が必要と認める事項

(委員構成・委嘱)

第 3 条 運営委員会は、 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から(会長)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他(会長)が適任であると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任可能とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員が書面審査可能な場合は、書面審査をもって出席に変えることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(情報の公開・管理)

第7条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は(会長)
が別に定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

出典：山口県社会福祉協議会発行「社協等社会福祉法人による法人成年後見業務マニュアル」を一部改変

次回検討予定のテーマ

4 法人後見の実務

5 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成及び市町村行政等関係機関との連携